

神戸市スクールカウンセラー設置要綱

(設置)

第1条 暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決及び教職員の職務上生じた問題への対応などのため、神戸市立の学校にスクールカウンセラーを配置する。なお、配置校については別途定める。

(職務)

第2条 スクールカウンセラーは、教育委員会の指揮監督の下に、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員（校長、教頭を含む）及び保護者に対する助言・援助
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校が適当と認めるもの
- (5) ハラスメントなどの問題に関する教職員への助言・援助

2 スクールカウンセラーの内、前項の職務に加え、以下の職務を行うスーパーバイザーをおくことができる。

- (1) 神戸市立の学校に配置したスクールカウンセラーに対する指導助言等
- (2) 神戸市立の学校等において、必要に応じて児童生徒等の心のケアに係る支援活動
- (3) 神戸市教育支援センター（くすのき教室及び分室）に通級する児童生徒の心のケアに係る支援活動等

(任用及び派遣手続等)

第3条 スクールカウンセラーは、公認心理師、（財）日本臨床心理士資格認定協会認定による臨床心理士、精神科医、臨床心理等を専門とする大学教授等（非常勤、助手を除く）の資格を有する者で、地方公務員法第16条の規定する欠格条項に該当しない者のうちから神戸市教育委員会が任用する。

(実施計画及び報告)

第4条 配置を受けた学校長等は、様式第1号による実施計画を作成し、年度当初に提出する。

2 配置を受けた学校長等は、様式第2号による実績報告書を作成し、事業終了後30日を経過した日又は年度末のいずれか早い期日までに提出するものとする。

3 事業の実施の過程において、実施計画について変更する必要があるときは、速やかに報告しその指示を受けるものとする。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。